

秋田県告示第215号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定し、平成27年11月1日から施行する。

平成28年3月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

第1

1 名称

長坂山鳥獣保護区

2 区域

大館市長坂地内の国道7号と大館市と北秋田市の市町村界を起点とし、同市町村界を北西に進み米代川地域森林計画区4林班と8林班との林班界に至り、同林班界を東進し標高158.3メートル地点との交点に至り、同地点を南進し米代川地域森林計画区4林班と7林班との林班界に至り、同林班界を南進し本郷集落へ通じる山道に至り、同山道を西進し林道長坂線との交点に至り、同林道を南東に進み市道長坂・坂地線との交点に至り、同市道を南西に進み国道7号との交点に至り、同国道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成47年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該地域は、大館市の西部と北秋田市との境界に位置し、スギ、アカマツのほか、多様な広葉樹など林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、キジ、ヤマドリをはじめ多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第2

1 名称

八木橋鳥獣保護区

2 区域

大館市比内町八木橋地内の国道285号と林道小坪沢線を起点とし、林道小坪沢線を北進し林道薬師森線との交点に至り、同林道を東進し米代川地域森林計画区107林班と104林班との林班界に至り、同林班界を東進し林道約束沢・畑沢線との交点に至り、同林道を東進し市道扇田板戸線との交点に至り、同市道を南東に進み国道285号との交点に至り、同国道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成47年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該地域は、大館市の南部に位置し、スギや多様な広葉樹林など林相に富む地域である。このような自然環境を反映して、キジ、ヤマドリ、ニホンカモシカなどを始め多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第3

1 名称

上鴨沢鳥獣保護区

2 区域

大館市岩瀬字越山地内の県道花岡越山早口線と林道蛭沢千歳線を起点とし、林道蛭沢千歳線を北西に進み国有林と民有林との境界に至り、同境界を北進し米代川森林計画区28林班との林班界に至り、同林班界を北東に進み大館市岩瀬大石渡地内へと通じる山道に至り、同山道を南東に進み市道大石渡線との交点に至り、同市道を東進し市道越山線との交点に至り、同市道を南西に進み県道花岡越山早口線との交点に至り、同県道を南西に進み起点に至る線に囲ま

れた一円の区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成47年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、大館市の西部に位置し、岩瀬地区の集落に隣接する樹林帯があり、ヤマドリ、ノウサギを始めとする多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第4

1 名称

赤川鳥獣保護区

2 区域

大館市岩瀬地内の国道7号と県道花岡越山早口線を起点とし、同県道を北進し市道岩瀬山田線との交点に至り、同市道を東進し市道山田線との交点に至り、同市道を南進し大館市山田と川口との境界に至り、同境界を南西に進み国道7号との交点に至り、同国道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成47年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、大館市の西部に位置し、岩瀬赤川地区の集落に隣接し、農地に囲まれた樹林帯であり、区域内を流れる山田川には、カモ類を始め多様な鳥類が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第5

1 名称

桂瀬鳥獣保護区

2 区域

北秋田市桂瀬地内の林道大滝沢線と内陸縦貫鉄道を起点とし、同鉄道を北進し地蔵沢山道との交点に至り、同山道を東進し北秋田市桂瀬と七日市との境界に至り、同境界を南進し北秋田市桂瀬間内沢と大滝沢との境界に至り、同境界を西進し林道大滝沢線との交点に至り、同林道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成47年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、北秋田市中心部にある森吉地区に位置し、スギ林のほか多種の広葉樹林が生育し、林相の変化に富む地域である。このような自然環境から、ツキノワグマ、ニホンカモシカの大型獣類のほか、ヤマドリ、ノウサギなどの多様な鳥獣が多数生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第6

1 名称

露熊鳥獣保護区

2 区域

北秋田市阿仁地内の林道姫ヶ岳線と北秋田市と上小阿仁村の市町村界を起点とし、同市町村界を北進し国有林米代東部森林管理署上小阿仁支署2094林班と5林班との林班界に至り、同林班界を西進し国有林米代東部森林管理署上小阿仁支署2095林班と米代川地域森林計画区44林班との林班界に至り、同林班界を東進し米代川地域森林計画区42林班と43林班との林班界に至り、同林班界を東進し標高448メートル地点との交点に至り、同地点から南東に進み同計画区41林班と40林班との林班界に至り、同林班界を南西に進み同計画区40林班34小班との小班界に至り、同小班界を南東に進み同計画40林班と39林班との林班界に至り、同林班界を南西に進み標高468メートル地点との交点に至り、同地点から同計画区39林班7小班と8小班との小班界を南進し同計画区39林班13小班との小班界に至り、同小班界を南西に進み同計画区39林班17、4、3、2、1小班界を経て林道姫ヶ岳線との交点に至り、同林道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成47年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、北秋田市南部にある阿仁地区に位置し、スギ林のほか多種の広葉樹林が生育し、林相の変化に富む地域である。このような自然環境から、ツキノワグマ、ニホンカモシカの大型獣類のほか、ヤマドリ、ノウサギなどの多様な鳥獣が多数生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域生息する鳥獣の保護を図るものである。

第7

1 名称

大柄森鳥獣保護区

2 区域

米代川地域森林計画区54林班と55林班の林班界との交点と市道大柄線を起点とし、同市道を北西に進み同計画区53林班と54林班との林班界に至り、同林班界を南西に進み同計画区52林班と53林班の林班界に至り、同林班界を北西に進み同計画区52林班と56林班との林班界に至り、同林班界を北進し能代市と八峰町との市町村界に至り、同市町村界を北東に進み同計画区56林班と61林班との林班界に至り、同林班界を東進し同計画区60林班と61林班との林班界に至り、同林班界を北東に進み同計画区60林班と66林班との林班界に至り、同林班界を北東に進み同計画区66林班と67林班との林班界との交点に至り、同林班界を北東に進み旧能代市と旧二ツ井町との境界に至り、同境界を南東に進み同計画区68林班と69林班との林班界に至り、同林班界を南西に進み常盤川右岸との交点に至り、同右岸を南西に進み滝の沢左岸との交点に至り、同左岸を西進し市道大柄線との交点に至り、同市道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成47年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、落葉広葉樹林など変化に富んだ林相の地域である。このような自然環境を反映して、ニホンカモシカを始め多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第8

1 名称

石倉山鳥獣保護区

2 区域

山本郡三種町森岳地区の県道能代五城目線と町道温泉上台線を起点とし、同町道を東進し町道下岩川・開拓線との交点に至り、同町道を東進し町道長面・百騎台線との交点に至り、同町道を南進し町道石倉山・中野線との交点に至り、同町道を西進し旧琴丘町と旧山本町との境界に至り、同境界を西進し町道石倉山・中野線との交点に至り、同町道を東進し町道温泉上台2号線との交点に至り、同町道を北進し町道温泉1号線との交点に至り、同町道を西進し町

道温泉3号線との交点に至り、同町道を西進し町道温泉上台線との交点に至り、同町道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成47年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該地域は、落葉広葉樹林や針葉樹など林相の変化に富む地域であり、キジやヤマドリをはじめ多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第9

1 名称

番鳥森鳥獣保護区

2 区域

秋田市河辺三内地内の国有林秋田森林管理署265林班のうち、標高1029.7メートル地点を起点とし、同管理署230、231、232林班境を北東に進み秋田市と北秋田市との市町村界に至り、同市町村界を北東に進み秋田市と仙北市との市町村界に至り、同市町村界を南東に進み標高855メートル地点との交点に至り、同地点を南西に進み砥沢との交点に至り、同沢を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成47年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、高標高地域にはブナ純林、低標高地域にはミズナラ林と、原生林に近い天然林が広がっており、林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、トビ、ニホンカモシカを始め多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適性化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第10

1 名称

道川鳥獣保護区

2 区域

由利本荘市岩城内道川地内の国道7号と県道雄和岩城線を起点とし、同県道を東進し市道岩城東幹線との交点に至り、同市道を南進し国道341号との交点に至り、同国道を南西に進み由利本荘市岩城泉田字桔梗森27-16番地と同27-18番地との境界に至り、同境界を北進し市道川尻梨ノ木台線との交点に至り、同市道を西進し市道二古亀田線との交点に至り、同市道を西進し国道7号との交点に至り、同国道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成47年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、由利本荘市の沿岸北部を流れる君ヶ野川の南部に位置し、海岸部は松林が広がり、内陸部は落葉広葉樹が生育している。このような自然環境からカモ類やタヌキなどの身近な鳥獣が多数生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第11

1 名称

仁賀保金浦鳥獣保護区

2 区域

由利本荘市とにかほ市の市町村界と国道7号を起点とし、同国道を南進し市道天ヶ町・堺田1号線との交点に至り、同市道を南進し県道仁賀保矢島館合線との交点に至り、同県道を南進し県道小出金浦線との交点に至り、同県道を南西に進み市道横根・院内線との交点に至り、同市道を南東に進み市道院内・小国線との交点に至り、同市道を南進し市道馬場・院内2号線との交点に至り、同市道を南進し市道馬場・院内線との交点に至り、同市道を西進し市道石田・院内線との交点に至り、同市道を西進し市道平沢・小出2号線との交点に至り、同市道を北進し市道田抓・三森1号線との交点に至り、同市道を北進し国道7号との交点に至り、同国道を西進し市道下竹島潟・三獄前線との交点に至り、同市道を北東に進み市道海老谷地・平石線との交点に至り、同市道を東進しJR羽越本線との交点に至り、同本線を南西に進み国道7号との交点に至り、同国道を南進し市道赤石・前川線との交点に至り、同市道を東進し赤石川との交点に至り、同川を西進し日本海との交点に至り、日本海汀線沿いに100メートル沖を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成47年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、にかほ市の沿岸北部を流れる白雪川の北部に位置し、海岸部は松林が広がり、内陸部は落葉広葉樹が生育している。このような自然環境からカモ類やタヌキなどの身近な鳥獣が多数生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第12

1 名称

象潟臨海鳥獣保護区

2 区域

にかほ市象潟町地内の象潟川と市道川岸北線を起点とし、同市道を南東に進み市道象潟大竹線との交点に至り、同市道を南東に進み市道武道島線との交点に至り、同市道を南進し市道能因島2号線との交点に至り、同市道を南進し市道能因島1号線との交点に至り、同市道を南東に進み市道潟見町線との交点に至り、同市道を南西に進み市道浜山線との交点に至り、同市道を南進し市道荒屋妻狐森線との交点に至り、同市道を南東に進み県道象潟矢島線との交点に至り、同県道を南東に進み市道長坂線との交点に至り、同市道を南東に進み市道関上郷線との交点に至り、同市道を南西に進み市道鳥屋森2号線との交点に至り、同市道を南西に進み国道7号との交点に至り、同国道を南進し市道川袋通学線との交点に至り、同市道を北進し川袋川との交点に至り、同川を西進し日本海に至り、日本海汀線沿いに100メートル沖を北進し象潟川左岸との交点に至り、同左岸を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成47年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、にかほ市西部の象潟市街地および川袋川までの沿岸に位置し、海岸部は松林が生育している。このような自然環境からカモ類などの身近な鳥類が多数生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第13

1 名称

外ノ山大威徳山鳥獣保護区

2 区域

仙北市角館町広久内字上中川原地内の黒倉堰と玉川右岸を起点とし、同右岸を南西に進み桧木内川左岸との交点に至り、同左岸を北進し院内川左岸との交点に至り、同左岸を東進し本町橋との交点に至り、同地点を国道46号を東進

し黒倉堰との交点に至り、同堰を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成47年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、起伏に富んだ山林や川幅の広い河川・合流点等、様々な環境で構成されており、ニホンカモシカなどをはじめ多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第14

1 名称

荒川鳥獣保護区

2 区域

大仙市協和地内の国道46号と市道牛沢徳瀬線を起点とし、同市道を北進し宮田又沢川左岸との交点に至り、同左岸を東進し林道沢内水沢線との交点に至り、同林道を南進し国有林と民有林の境界に至り、同境界を南西に進み林道沢内水沢線との交点に至り、同林道を東進し国有林と民有林の境界に至り、同境界を南進し林道沢内水沢線との交点に至り、同林道を南西に進み市道番屋沢・高小屋台林線との交差点に至り、同市道を南西に進み国道46号との交差点に至り、同国道を南東に進み繁川左岸との交点に至り、同左岸を西進し市道長者森・養四郎岱線との交点に至り、同市道を北西に進み国道46号との交点に至り、同国道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成47年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、起伏に富んだ山林や川幅の広い河川・合流点等、様々な環境で構成されており、タヌキ、ニホンカモシカなどをはじめ多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第15

1 名称

抱返鳥獣保護区

2 区域

仙北市田沢湖地内の国道46号と市道夏瀬温泉線を起点とし、同市道を東進し管理道との交点に至り、同管理道を南東に進み玉川右岸との交点に至り、同右岸を南西に進み市道神代抱返り線との交点に至り、同市道を北西に進み県道大曲田沢湖線との交点に至り、同県道を北進し市道真崎線との交点に至り、同市道を西進し県道神代停車場線との交点に至り、同県道を北西に進み国道46号との交点に至り、同国道を南西に進み市道梅岡線との交点に至り、同市道を北西に進み市道森腰都野線との交点に至り、同市道を北東に進み市道都野線との交点に至り、同市道を南東に進み才津川との交点に至り、同川を東進し国道46号との交点に至り、同国道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成47年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、起伏に富んだ山林や川幅の広い河川・合流点等、様々な環境が広がる地域である。このような自然環境を反映して、カモ類など多様な鳥類が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並び

に狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第16

1 名称

里城鳥獣保護区

2 区域

横手市大森町地内の市道寄木中房線と市道寺内八景田線を起点として、同市道を南西に進み市道二井山上溝線との交点に至り、同市道を西進し雄物川地域森林計画区18林班84小班との小班界に至り、同小班界を西進し同林班87小班との小班界に至り、同小班界を北進し連続する同計画区23林班54、55、60、74、75小班界を北西に進み市道滝ノ上山線との交点に至り、同市道を北東に進み市道留長根本木線との交点に至り、同市道を東進し県道横手大森大内線との交点に至り、同県道を東進し市道寺内八景田線との交点に至り、同市道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成47年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、横手市大森町の西部に位置し、里城山を中心とした丘陵地帯で、広葉樹と針葉樹が混在しており、タヌキ、ノウサギなど多様な鳥獣が生息していることから鳥獣の生息地として適している。

このため、当該地域は鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第17

1 名称

横手鳥獣保護区

2 区域

横手市大町と根岸町の横手川に架かる中ノ橋右岸を起点として、同右岸を北西に進み吉沢川との交点に至り、同川を北東に進み横手市いこいの森散策道との交点に至り、同散策道を南東に進み林道真坂沢線との交点に至り、同林道を南西に進み市道上野台線との交点に至り、同市道を西進し市道根岸1号線との交点に至り、同市道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成47年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、一級河川横手川の右岸の市街地及び公園といこいの森から形成されており、市民の休養の場として利用されている。このような自然環境を反映して、カモ類、タヌキをはじめ多様な鳥獣が生息している。

このため、当該地域は鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第18

1 名称

湯沢鳥獣保護区

2 区域

湯沢市古館町地内の国道398号と県道西松沢杉沢線を起点とし、同県道を北進し市道東小通学路線との交点に至り、同市道を東進し御嶽山神社参道との交点に至り、同参道を南東に進み雄物川地域森林計画区11林班との林班界に至り、同林班界を東進し御嶽山山頂、御嶽山神社を経て市道新御嶽山線との交点に至り、同市道を南進し国道398号との交点に至り、同国道を東進し角間沢鳥獣保護区との境界に至り、同境界を南西に進み竜ヶ禿県営林との境界に至り、同境界を南進し林道東角線との交点に至り、同林道を西進し市道東松沢線との交点に至り、同市道を西進し県道西松沢杉沢線との交点に至り、同県道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成47年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、湯沢市中央部に位置し、落葉広葉樹林、針葉樹林、など林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、ヒヨドリ、メジロ、ウグイス、タヌキ、ノウサギなどの多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第19

1 名称

宇留院内鳥獣保護区

2 区域

湯沢市脇ノ沢地内の東鳥海山山頂の三角点（777.5メートル）を起点とし、同三角点を東進し旧稲川町との境界に至り、同境界を南東に進み旧皆瀬村との境界に至り、同境界を南西に進み湯沢市宇留院内滝ノ上と明通との字界を東進し三角点（574.8メートル）を経て湯沢市宇留院内滝ノ上と細越との字界に至り、同字界を東進し湯沢市宇留院内滝ノ上と細越及び袖ノ山の字界に至り、同字界を南西に進み宇留院内部通に接する歩道を南東に進み標高549メートル地点との交点に至り、同地点を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成47年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、湯沢市中部地域に位置し、落葉広葉樹林、針葉樹林、など林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、ツキノワグマ、ニホンカモシカの大型ほ乳類を始め、キジ、ヤマドリ、ノウサギなどの多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第20

1 名称

唐松鳥獣保護区

2 区域

雄勝郡羽後町唐松地内の国道398号と町道唐松落合線を起点とし、同町道を西進し町道唐松落合線との交点に至り、同町道を北西に進み由利本荘市との境界に至り、同境界を東進し国道398号との交点に至り、同国道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成47年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、羽後町北部に位置し、落葉広葉樹林、針葉樹林、など林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、キジ、ヤマドリ、ノウサギを始め多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第21

1 名称

田子内鳥獣保護区

2 区域

雄勝郡東成瀬村平良地内の岩の目沢入口を起点とし、大日向山（780メートル）を北東に進み旧山内村との境界に至り、同境界を南東に進み三角点（563メートル）に向かう峰筋を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成47年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、雄勝郡東成瀬村北西部の地域に位置し、落葉広葉樹林、針葉樹林、など林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、キジ、ヤマドリ、ノウサギなどの多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。